

令和2年度入札契約・総合評価方式の実施方針

《 建設コンサルタント業務等 》

- 本資料内での評価方法・評価表は一般的な例であるため、各業務の入札説明書を確認下さい。
- 本資料については、下記に掲載しております。
(四国地方整備局HP> 港湾空港部 > 入札・契約情報 > 規則・基準・様式等)
- 評価結果表は、発注部局、事務所の契約担当課等において閲覧できます。
- 令和2年4月1日以降の公告案件から適用します。

令和2年3月

四国地方整備局 港湾空港関係

令和元年度4月からの主な改定

【目次】

1. 建設コンサルタント業務等における入札契約方式	P.2
2. 入札方式の選定	P.3
3. 発注方式の選定	P.4
4. 建設コンサルタント業務等の発注方式選定表	P.5～6
5. 技術者の評価内容及び評価テーマの配点	P.7
6. 総合評価落札方式(業務)におけるチャレンジ型の実施(試行)	P.8
7. 技術者資格の評価項目	P.9～10
8. 若手管理技術者の技術の習得機会の拡大	P.11～12
9. 技術者表彰の評価内容「選定時」	P.13
10. 技術者表彰の評価内容「特定時」又は「技術評価点算出時」	P.14
11. 参加表明者、配置予定管理技術者の成績実績評価拡大	P.15
12. 産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)	P.16
13. 低入札価格調査基準	P.17
14. 総合評価落札方式(落札者の決定方法)	P.18
15. 第三者照査の試行	P.19～20
16. 履行確実性の評価	P.21～23
17. 発注見通し等の公表	P.24
18. 業務品質確保調整会議について	P.25
19. 業務三者会議の開催(試行)	P.26
20. 業務におけるスケジュール管理表による情報共有(試行)	P.27
21. 業務における書類削減の取り組み	P.28
22. 過年度関連業務資料のデジタル情報での提示について	P.29～30

※R元年度と変更なし

<p>一般競争入札方式</p>	<p>一定要件に基づき参加意欲のある業者を募集する。その中から、入札価格により落札者を決定する。</p>
<p>一般競争入札方式 (総合評価落札方式)</p>	<p>一定要件に基づき参加意欲のある業者を募集する。その中から、価格以外の要素(技術提案、企業・技術者の能力)と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。</p>
<p>公募型競争入札方式 簡易公募型競争入札方式 ※2</p>	<p>一定要件に基づき参加意欲のある業者を募集する。その中から、選定評価基準に基づき10者以内を選定し、入札価格により落札者を決定する。</p>
<p>公募型競争入札方式 (総合評価落札方式) 簡易公募型競争入札方式 ※2 (総合評価落札方式)</p>	<p>一定要件に基づき参加意欲のある業者を募集する。その中から、選定評価基準に基づき10者以内を選定し、価格以外の要素(技術提案、企業・技術者の能力)と入札価格を総合的に評価し、落札者を決定する。</p>
<p>公募型プロポーザル方式 簡易公募型プロポーザル方式</p>	<p>一定要件に基づき参加意欲のある業者を募集する。その中から、選定評価基準に基づき条件を満たす業者を5者以内選定し、技術提案、企業・技術者の能力を総合的に評価し、業者を特定する。</p>
<p>指名競争入札方式 ※1</p>	<p>指名審査基準に基づき業者を原則10者指名し、入札価格により落札者を決定する。</p>
<p>標準プロポーザル方式 ※1</p>	<p>指名審査基準に基づき業者を5者選定し、技術提案、企業・技術者の能力を総合的に評価し、業者を特定する。</p>

※1 指名競争入札方式、標準プロポーザル方式は原則選定しない。

※2 公募型競争入札方式及び簡易公募型競争入札方式を原則とする。

※赤字はR2.4～改定

プロポーザル方式、総合評価落札方式、価格競争方式

※政府調達に関する協定 適用額改正
(令和2年度・令和3年度)

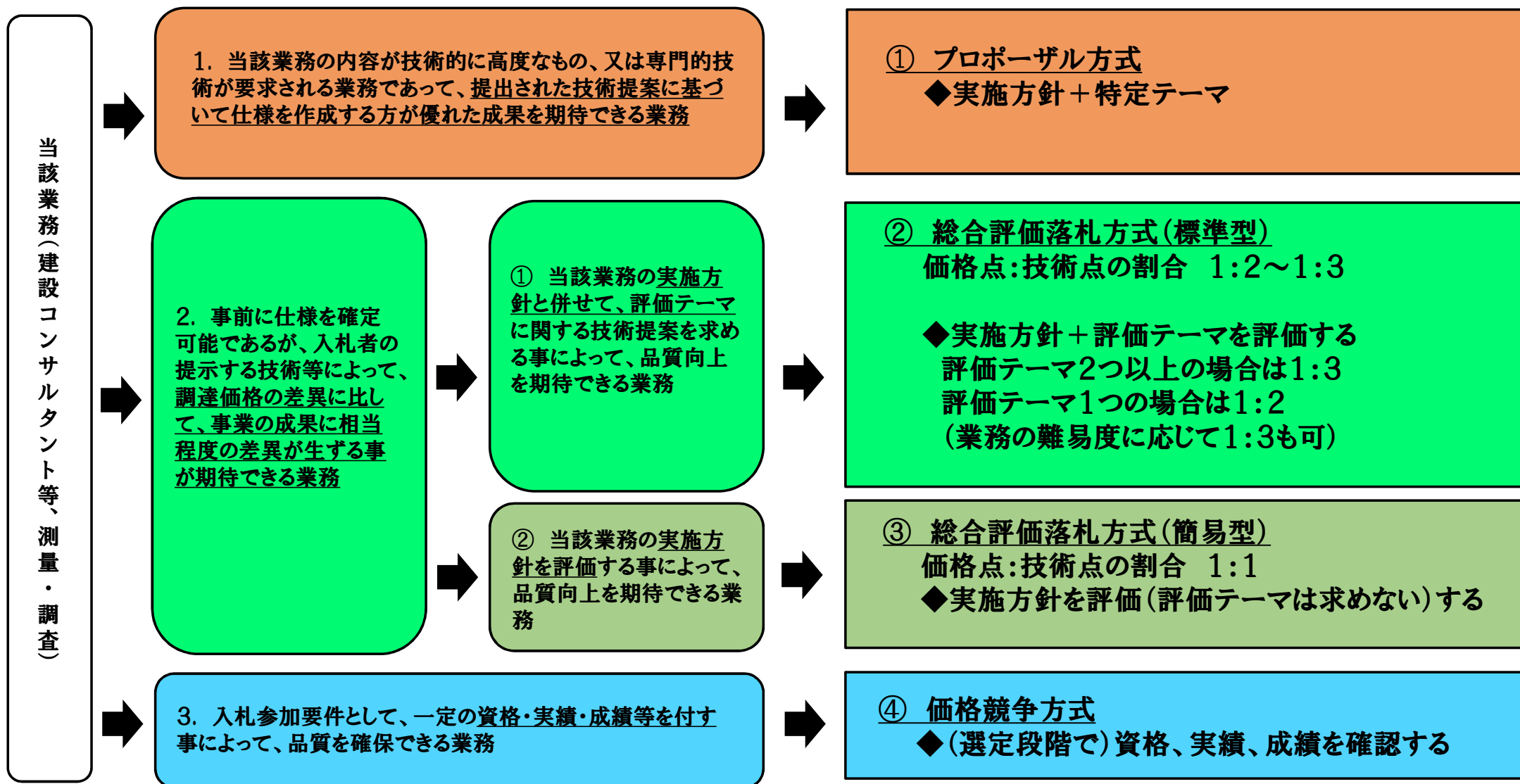
入札方式	
政府調達(WTO) 対象業務	左記以外
<p>6,900万円以上</p> <p>公募型 ※</p>	
<p>5,000万円以上</p> <p>簡易公募型 ※</p>	
<p>簡易公募型に準ずる方式</p>	

※政府調達に関する協定第1条付属書Ⅰ付表4に、除くものとして規定される業務は対象外。

(土木建設工事のためのエンジニアリングデザインサービスのうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び費用見積りの一又はこれらの組合せから成る設計サービス。建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービスなどが対象外)

注)総合評価落札方式については、一般競争入札の適用も可とする。

※R元年度と変更なし



建設コンサルタント業務等の発注方式選定表(1/2)

1) 測量・調査

※R元年度と変更なし

価格競争方式	総合評価落札方式 (簡易型)	総合評価落札方式 (標準型)	プロポーザル方式
			環境影響評価
		空洞化調査	
		点検診断業務	
	磁気深査		
	潜水探査		
	資材価格調査		
	土質調査、底質調査		
	水路・深浅測量		
	汀線、地形測量		
	埋没実態調査		
	海底状況調査		
	気象・海象調査		
	濁り調査		
	水質調査		
	流況調査		
	地下水位測定		
	騒音・振動調査		
	避泊実態調査		
	底生生物調査		
	工事環境監視		
	家屋等物件調査		
	障害物件・立木調査		
	着陸帯植樹現況調査		
	施工環境調査		
技術力(知識・構想力・応用力)			

建設コンサルタント業務等の発注方式選定表(2/2)

2) 建設コンサルタント等

※R元年度と変更なし

価格競争方式	総合評価落札方式 (簡易型)	総合評価落札方式 (標準型)	プロポーザル方式
			事業(整備)効果検討
			港湾・海岸・空港計画(策定)調査
			構造検討調査・解析
			港湾整備構想検討
			物流・貨物流動分析 物流効率化・情報化方策検討業務
			埋没対策検討
			景観・色彩検討
			津波数値解析、津波・高潮対策検討
			空港能力検討
			沈下予測解析
			新技術開発調査
			船舶航行安全対策検討業務
			環境影響評価
		付替道路計画検討	
		用地造成設計	
		維持管理計画書作成業務	
		施工検討業務・技術検討業務	
		基本設計	
	実施設計	予備設計	
	避泊需要検討	施設利用方策検討調査	
	港湾基礎データ調査	耐震性能検証	
	海岸漂流物調査	物流・貨物流動調査	
	着陸帯植樹計画検討	航行安全管理業務	
	ターミナル地区交通流動調査	発注者支援業務	
	運航実態調査		
	利用状況調査		
	細部設計		
	既設舗装等評価検討(基本設計含む)		

技術力(知識・構想力・応用力)

技術者の評価内容及び評価テーマの配点

プロポーザル方式・総合評価落札方式における評価項目配点一覧表

※R元年度と変更なし

評価項目		評価の着目点		項目別配分					
				公募型・簡易公募型 プロポーザル方式	標準プロポーザル方式	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (標準型) 【1:3】	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (標準型) 【1:2】	公募型・簡易公募型 総合評価方式 (簡易型)	
配置予定 経験及び 管理能力 技術者の	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、 その専門分野の内容	10	10	10	10	10	
		専門技術力	業務執行	平成〇〇年度以降の同種又は類似業務 実績の内容 (過去10年度間)	10	10	10	10	10
		情報収集力 (※3)	地域精通度	平成〇〇年度以降の当該事務所周辺での 業務実績 (過去10年度間)	-	-	-	-	-
	成績・表彰	専門技術力	業務執行技術力	過去4年度間の地方整備局発注業務 (港湾空港関係)の業務成績	20	20	20	20	20
			業務執行技術力	四国地方整備局の業務表彰 又は地盤工学会四国支部、土木学会四 国支部における業務表彰の有無 (平成〇〇年度以降) (過去4年度間)	10	10	10	10	10
	実施方針	業務理解度	目的、条件、内容の理解	20	20	20	20	20	
実施フロー	実施手順	実施手順	実施手順の妥当性	10	10	15	15	15	
工程表		業務量把握の妥当性	10	10	15	15	15		
その他	その他	重要事項の指摘	10	10					
評価テーマ に対する 技術提案 (※1)	全体	評価テーマ間の整合性 (※2)		-	-	-	-	-	
	評価テーマ1	的確性	地形、環境、地域特性などの与条件との 整合性が高い場合に優位に評価	20 (10)	20 (10)	10	10		
			着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ 論理的に整理されており、本業務を 遂行するにあたって有効性が高い場合に 優位に評価	40 (20)	40 (20)	20	20		
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に 評価	40 (20)	40 (20)	20	20			
		提案内容を裏付ける類似実績などが明 示されている場合に優位に評価	20 (10)	20 (10)	10	10			
	評価テーマ2	的確性	同上	- (10)	- (10)	10			
			同上	- (20)	- (20)	20			
		実現性	同上	- (20)	- (20)	20			
			同上	- (10)	- (10)	10			
	合計				220	220	220	160	100
技術評価点 (合計に対する相対評価換算)						60	60	60	
参考見積				○	○				
履行確実性						○	○	○	

※1：基本、評価テーマは標準型(1:3)の場合は2項目、標準型(1:2)の場合は1項目を求めるものとする。

※2：「評価テーマ間の整合性」の評価は、評価テーマが2つ以上ある場合に限り、必要に応じて追加することができる。

※3：「情報収集力」の評価は、当該業務内容を勘案し、追加設定を可能とする。なお、配点については評価ウェートを逸脱しない範囲で配点すること。

総合評価落札方式(業務)におけるチャレンジ型の実施(試行)

※R元年度と変更なし

担い手確保の一貫として、地方整備局の成績や表彰の実績を持たない企業の受注機会の確保を図るため、総合評価落札方式(簡易型及び標準型)による建設コンサルタント等業務及び測量・調査業務の一部(数件程度)において、企業・技術者の成績・表彰を評価の対象としないチャレンジ型の試行を実施する。

参加表明時点

評価内容	評価着目点		総合評価 簡易型(1:1)	チャレンジ型
企業評価	資格・実績等	登録部門	5	5
		同種・類似実績	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
配置予定管理技術者評価	資格・実績等	技術者資格	5	5
		同種・類似実績	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
計			100	30

技術提案時点

評価内容	評価着目点		総合評価 簡易型(1:1)	チャレンジ型
配置予定管理技術者評価	資格・実績等	技術者資格	10	10
		同種・類似実績	10	10
	成績・表彰	成績	20	評価しない
		表彰	10	評価しない
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容	20	20
実施フロー	実施手順	実施手順	15	15
工程表		業務量把握	15	15
計			100	70

評価内容	評価着目点		総合評価 簡易型(1:2)	チャレンジ型
企業評価	資格・実績等	登録部門	5	5
		同種・類似実績	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
配置予定管理技術者評価	資格・実績等	技術者資格	5	5
		同種・類似実績	10	10
	成績・表彰	成績	30	評価しない
		表彰	5	評価しない
計			100	30

評価内容	評価着目点		総合評価 標準型(1:2)	チャレンジ型
配置予定管理技術者評価	資格・実績等	技術者資格	10	10
		同種・類似実績	10	10
	成績・表彰	成績	20	評価しない
		表彰	10	評価しない
実施方針	業務理解度	目的、条件、内容	20	20
実施フロー	実施手順	実施手順	15	15
工程表		業務量把握	15	15
特定テーマ	的確性	整合性	10	10
		有効性	20	20
	実現性	説得力	20	20
		根拠明示	10	10
計			160	130

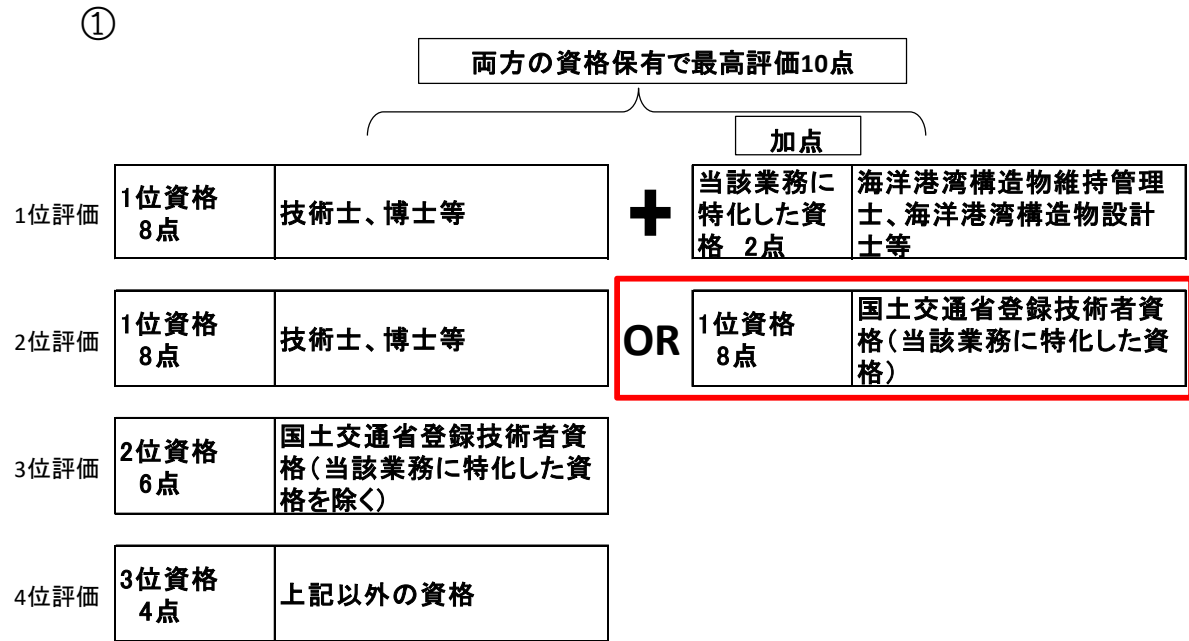
※R2.1～改定

※国土交通省登録資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価する場合

- 最高点評価は、「1位資格(技術士等)」+「当該業務に特化した資格」の両方保有している場合とする。
- 次点評価は、「1位資格(技術士等)」若しくは「当該業務に特化した資格」のどちらかを保有している場合とする。

技術者資格の評価方法

国土交通省登録技術者資格を適用する業務(①)



国土交通省登録技術者資格を適用する業務(②)

②

1位評価	1位資格 10点	技術士、博士等
2位評価	2位資格 7点	国土交通省登録技術者資格
3位評価	3位資格 4点	土木学会、APECエンジニア等

国土交通省登録技術者資格を適用しない業務(③)

③

1位評価	1位資格 10点	技術士、博士等
2位評価	2位資格 5点	土木学会、APECエンジニア、基本情報技術士等

- ①: 国土交通省登録技術者資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価する場合の配点(1位・2位・3位・4位評価)
- ②: 国土交通省登録技術者資格を適用する業務で当該業務に特化した資格を評価しない場合の配点(1位・2位・3位評価)
- ③: 国土交通省登録技術者資格を適用しない業務で当該業務に特化した資格を評価しない場合の配点(1位・2位評価)

※R元年度と変更なし

■若手技術者に代えて指導技術者を評価する取り組みを新たに実施【若手技術者育成制度】

若手管理技術者の活躍に向け、若手管理技術者(45歳以下)を配置する際に、併せて、ベテランの技術指導者を配置し、定期的に技術指導を行うことにより、若手管理技術者の技術力の向上を図る。総合評価の評価対象を技術指導者の実績で評価することにより、若手管理技術者の配置を促す。

■若手の定義

公告年度の4月1日に満45歳以下であること。

■評価対象となる若手技術者及び技術指導者の配置

若手管理技術者及び技術指導者の配置は、申請者が選択する。

【配置パターン】

若手管理技術者＋技術指導者(非専任)

○資格は、若手管理技術者で評価

○同種実績・業務成績・表彰は、技術指導者(非専任)で評価

■技術指導者の要件

技術指導者は、以下の全ての要件を満足すること。

- ①配置予定技術者に求める要件をすべて満たすこと。
- ②定期的に若手の管理技術者の指導を行うこと。(1回/週以上)
- ③発注者を行う全ての協議、報告、打ち合わせに必ず出席すること。

■対象案件

全ての業務(測量・調査、建設コンサルタント等)

※R元年度と変更なし

■配置予定技術者の成績点評価の見直し

平成29年度までは、配置予定技術者の成績点は、管理技術者及び担当技術者として従事した、過去4年度間の平均業務成績点を評価対象としていたが、若手管理技術者と技術指導者の取り組みを全業務で実施することを踏まえ、平成30年度からは、管理技術者として従事した平均業務成績点のみで評価する。

ただし、配置予定技術者が、担当技術者として従事した業務成績点しかない場合には、担当技術者として従事した平均業務成績点で評価する。

管理技術者(担当技術者として従事した業務成績点しかない場合は、担当技術者)として従事した地方整備局及び沖縄総合事務局発注(ともに港湾空港関係)の平成〇〇年度から平成〇〇年度末までに完了した「建設コンサルタント等又は測量・調査」業務の平均業務成績点で評価する。

※赤字はR2.4～改訂

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の「配置予定管理技術者の経験及び能力」(表彰実績)の評価について、港湾及び海岸に関する業務の場合は、港湾及び海岸に関する表彰実績のみ対象とするとともに、四国地方整備局以外の局長、**部長等表彰を評価対象に改定**する。これにより、四国以外からの優秀な専門技術者の参加機会の拡大を図る。なお、港湾及び海岸に関する業務以外の業務は従前のおりとする。

また、日本応用地質学会中国四国支部の表彰実績を評価対象は従前のおりとする。

見直し前 (令和元年度迄)

	評価の着目点	判断基準	配点
優良表彰	平成〇〇年度以降の四国地方整備局等の業務表彰又は地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無(過去4年度間)	平成〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、 港湾法及び海岸法に規定する施設その他の事項に係る業務で 地方整備局、 北海道開発局または沖縄総合事務局 における優秀建設技術者表彰を受けた経験がある者、又は地盤工学会四国支部(本業が地質に関する業務の場合のみ)、土木学会四国支部における技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ① 四国地方整備局 局長表彰を受けた者。 ② 四国地方整備局管内 の事務所長表彰を受けた者。 ③ 四国地方整備局以外の局長表彰または、事務所長表彰を受けた者 、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、又は土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞を受けた者。 ④上記以外	①5点 ②3点 ③2点 ④0点



見直し後 (令和2年度から)

青字は港湾・海岸及び開発保全航路に関する業務のみ対象

	評価の着目点	判断基準	配点
優良表彰	平成〇〇年度以降の四国地方整備局等の業務表彰又は地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無(過去4年度間)	平成〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、 港湾法及び海岸法に規定する施設その他の事項に係る業務で 地方整備局、 北海道開発局または沖縄総合事務局 における優秀建設技術者表彰を受けた経験がある者、又は地盤工学会四国支部(本業が地質に関する業務の場合のみ)、土木学会四国支部における技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ① 四国地方整備局 局長表彰を受けた者。 ② 四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長) 表彰を受けた者。 ③ 四国地方整備局以外の局長表彰または、部長等表彰を受けた者 、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、又は土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞を受けた者。 ④上記以外	①5点 ②3点 ③2点 ④0点

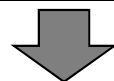
※赤字はR2.4～改訂

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の「配置予定管理技術者の経験及び能力」(表彰実績)の評価について、港湾及び海岸に関する業務の場合は、港湾及び海岸に関する表彰実績のみ対象とするとともに、四国地方整備局以外の局長、**部長等表彰を評価対象に改定**する。これにより、四国以外からの優秀な専門技術者の参加機会の拡大を図る。なお、港湾及び海岸に関する業務以外の業務は従前のおりとする。

また、日本応用地質学会中国四国支部の表彰実績を評価対象は従前のおりとする。

見直し前 (令和元年度迄)

	評価の着目点	判断基準	配点
優良表彰	平成〇〇年度以降の四国地方整備局等の業務表彰又は地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無(過去4年度間)	平成〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、 港湾法及び海岸法に規定する施設その他の事項に関する業務で 地方整備局、 北海道開発局または沖縄総合事務局 における優秀建設技術者表彰を受けた経験がある者、又は地盤工学会四国支部(本業が地質に関する業務の場合のみ)、土木学会四国支部における技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ① 四国地方整備局 局長表彰を受けた者。 ② 四国地方整備局管内 の事務所長表彰を受けた者。 ③ 四国地方整備局以外の局長表彰または、事務所長表彰を受けた者 、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、又は土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞を受けた者。 ④上記以外	① 10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 0点



見直し後 (令和2年度から)

青字は港湾・海岸及び開発保全航路に関する業務のみ対象

	評価の着目点	判断基準	配点
優良表彰	平成〇〇年度以降の四国地方整備局等の業務表彰又は地盤工学会四国支部、日本応用地質学会中国四国支部、土木学会四国支部における業務表彰の有無(過去4年度間)	平成〇〇年度以降公示日までの表彰のうち、 港湾法及び海岸法に規定する施設その他の事項に関する業務で 地方整備局、 北海道開発局または沖縄総合事務局 における優秀建設技術者表彰を受けた経験がある者、又は地盤工学会四国支部(本業が地質に関する業務の場合のみ)、土木学会四国支部における技術者表彰を受けた経験がある者を下記の順位で評価する。 ① 四国地方整備局 局長表彰を受けた者。 ② 四国地方整備局管内の部長等(部長、統括防災官、事務所長及び管理所長) 表彰を受けた者。 ③ 四国地方整備局以外の局長表彰または、部長等表彰を受けた者 、地盤工学会四国支部表彰のうち、技術賞、技術開発賞、研究・論文賞の表彰を受けた者、日本応用地質学会中国四国支部表彰のうち、優秀発表賞、優秀ポスター賞の表彰を受けた者、又は土木学会四国支部表彰のうち、技術賞、研究論文賞、技術開発賞、技術活用賞、地域技術賞、地域貢献賞、優秀発表賞を受けた者。 ④上記以外	① 10点 ② 6点 ③ 4点 ④ 0点

※赤字はR2.4～改定

プロポーザル方式及び総合評価落札方式の「参加表明者の経験及び能力」、「配置予定管理技術者の経験及び能力」(業務実績)の評価について、**国土技術政策総合研究所の実績を評価対象に追加**する。
これにより、競争参加者の参加機会の拡大を図る。

(例)【配置予定管理技術者「特定時」又は「技術評価算定時」】

見直し前 (令和元年度迄)

	評価の着目点	判断基準	配点
業務成績	過去4年度間の地方整備局及び沖縄総合事務局の業務実績(過去4年度間)	管理技術者(担当技術者として従事した成績評定点しかない場合は、担当技術者)として従事した地方整備局及び沖縄総合事務局発注(ともに港湾空港関係)の平成27年度から平成30年度末までに完了した「建設コンサルタント等」業務の平均請負業務成績評定点(技術者評定点)を下記の順位で評価する。 ①80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤60点以上65点未満又は実績がない場合	①20点 ②16点 ③12点 ④8点 ⑤0点



見直し後 (令和2年度から)

	評価の着目点	判断基準	配点
業務成績	過去4年度間の地方整備局、沖縄総合事務局及び 国土技術政策総合研究所 の業務実績	管理技術者(担当技術者として従事した成績評定点しかない場合は、担当技術者)として従事した地方整備局、沖縄総合事務局及び 国土技術政策総合研究所 発注(ともに港湾空港関係)の平成27年度から平成30年度末までに完了した「建設コンサルタント等」業務の平均請負業務成績評定点(技術者評定点)を下記の順位で評価する。 ①80点以上又は直近の2年度間連続して平均80点以上 ②75点以上80点未満 ③70点以上75点未満 ④65点以上70点未満 ⑤60点以上65点未満又は実績がない場合	①20点 ②16点 ③12点 ④8点 ⑤0点

産休・育休取得期間に応じた評価対象期間(試行)

※R元年度と変更なし

[経緯]

将来の公共工事に関する調査及び設計の品質確保のため、中長期的な担い手の育成・確保を図る観点から産前産後休業及び育児休業を取得しやすい職場環境の整備を促すことで、技術者(男女問わず)の育成・確保を推進する。

[内容]

配置予定技術者(男女問わず)を対象に、実績を求める期間及び表彰対象期間において、産前産後休業及び育児休業を取得していた場合は、取得期間に応じた期間※を加えることができる。この場合においては、産前産後休業及び育児休業を取得したことを証明する資料(様式:休業期間の証明について)を提出すること。

(※取得期間に応じた期間は、「港湾空港関係の申請様式に関する留意点(産前産後休業及び育児休業に伴う技術者の実績及び表彰対象期間の考え方)」を参照。)

配置予定技術者が評価対象期間内に産休・育休を取得していた場合
(確認できる資料の提出があった場合)

■評価対象期間【延長前】

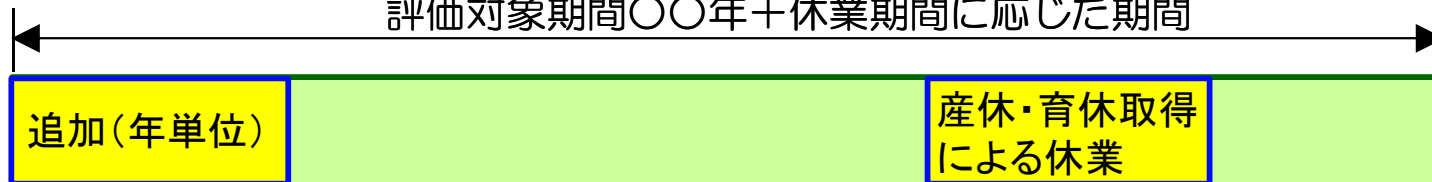
評価対象期間〇〇年



これまでは、休業していた期間も評価対象期間に含まれていた。

■評価対象期間【延長後】

評価対象期間〇〇年+休業期間に応じた期間



今後は、休業期間に応じた期間を評価対象期間に加算できる。

○H31年4月1日以降に入札公告を行う測量業務を対象に、低入札価格調査基準の範囲の上限を80%から82%へ引き上げ。
 ○H31年4月1日以降に入札公告を行う地質調査業務を対象に、低入札価格調査基準の諸経費の算入率を0.45から0.48へ引き上げ。

※R元年度と変更なし

土木関係建設 コンサルタント 業務	範囲	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～	H29.4.1～
		予定価格の	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%
計算式	直接人件費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	直接経費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	その他原価(技術経費 ^{※1}) × 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.90</u>	0.90	0.90	0.90
	一般管理費等(諸経費 ^{※2}) × 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.30</u>	<u>0.45</u>	<u>0.48</u>	<u>0.48</u>

※1,2は、～H23.3まで

測量業務	範囲	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～	H29.4.1～	H31.4.1～
		予定価格の	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%
計算式	直接測量費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	測量調査費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	諸経費 × 算入率	0.30	<u>0.40</u>	0.40	<u>0.45</u>	<u>0.48</u>	<u>0.48</u>	0.48

補償関係 コンサルタント 業務	範囲	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～
		予定価格の	60%～80%	60%～80%	60%～80%	60%～80%
計算式	直接人件費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	直接経費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	その他原価(技術経費 ^{※1}) × 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.90</u>	0.90	0.90
	一般管理費等(諸経費 ^{※2}) × 算入率	0.50	<u>0.60</u>	<u>0.30</u>	<u>0.45</u>	<u>0.45</u>

※1,2は、～H23.3まで

地質調査業務	範囲	改定時期	H19.4～	H22.4～	H23.4～	H28.4～	H31.4.1～
		予定価格の	2/3～85%	2/3～85%	2/3～85%	2/3～85%	2/3～85%
計算式	直接調査費 × 算入率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	間接調査費 × 算入率	1.00	<u>0.90</u>	0.90	0.90	0.90	0.90
	解析等調査業務費 × 算入率	0.70	<u>0.75</u>	0.75	<u>0.80</u>	0.80	0.80
	諸経費 × 算入率	0.30	<u>0.40</u>	0.40	<u>0.45</u>	<u>0.48</u>	<u>0.48</u>

- ・アンダーラインは改定箇所
- ・計算式により算出した額が上記の「範囲」を上回った(下回った)場合には、上限(下限)値で設定

※R元年度と変更なし

落札者の決定方法

- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、評価値の最も高いものを落札者とする。
- ・評価値の算出方法としては、加算方式を基本とする。
- ・評価値の算出方法は下記のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

価格評価点と技術評価点の配分 = 1:1 ~ 1:3
(価格評価点20~60点:技術評価点60点)

価格評価点 = $20 \sim 60 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

技術評価点 = $60 \times \text{技術評価の得点合計点} / \text{技術評価の配点合計点}$

※評価点は小数点第4位(第5位切り捨て)とする。

技術評価点の評価項目例

- ・業務への取組方針 : 業務実施の着目点・実施方針
- ・技術提案 : 評価テーマに対する提案
- ・技術者資格 : 技術者資格及びその専門分野
- ・業務執行技術力 : 同種及び類似の業務実績・業務成績

(1) 第三者照査の試行の導入

※R元年度と変更なし

低入札価格調査を経て契約した業務等について、業務の品質確保を図ることを目的とし、仕様書において定める照査に加えて、契約相手方の負担により第三者照査を実施することを義務づける。

(2) 試行対象業務

① 予定価格が1,000万円を超える業務：調査基準価格を下回る価格で契約した業務

→ 低入札価格調査期限末日までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知し、その通知が無い場合には、「競争契約入札心得(第8条第1項第十一号)」の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

② 予定価格100万円超～1,000万円以下の業務：調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を下回る価格で契約した業務

→ 照査計画に基づく照査実施計画書までに第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知する。

※ ただし、見積参考資料の開示を行っていない業務、港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書に照査の定めのない業務は除く。

(3) 第三者照査技術者資格と実績

第三者照査に求められる資格及び実績：予定照査技術者又は予定管理技術者に準ずるものとする。

※R元年度と変更なし

(4) 実施についての留意点

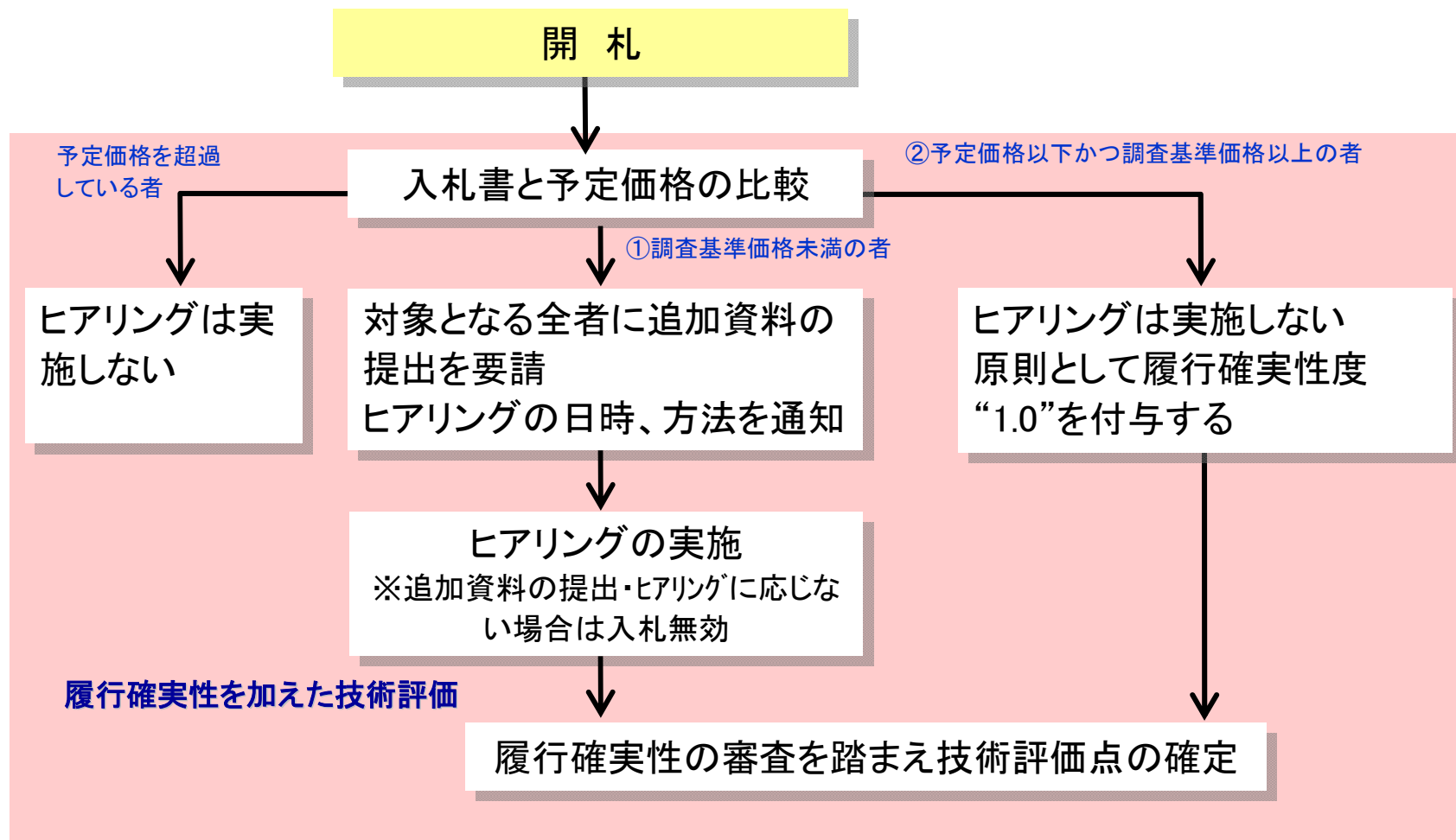
- ① 第三者照査の企業に要求される資格として
 - ア. 予算決算及び会計令第70条、71条に該当しないこと。
 - イ. 建設コンサルタント業務等にかかる競争参加資格の決定を受けていること。
 - ウ. 指名停止を受けている期間中でないこと。
 - エ. 受注者との間に資本関係、人的関係において中立・公平な立場を証明できること。
 - オ. 過去5年間に受注者と請負関係が無いこと。(元請・下請及び照査の受注を含む)
 - カ. 当該年度において、四国地方整備局における建設コンサルタント業務等で低入札受注が無いこと。
 - キ. 守秘義務を遵守可能な者。
- ② 第三者照査は、共通仕様書に定められる照査に準じて実施する。受注者は第三者照査の方法について照査実施計画書を作成し、具体的な照査時期照査事項等を定め発注者に提出する。
- ③ 成果物に瑕疵がある場合、第三者による照査を実施した者が責任を負うものではない。
- ④ 打合せへの立会い
第三者照査技術者は、照査実施計画書に定めた照査時期毎に行った照査結果を、業務完了時の打合せにおいて、管理技術者とともに調査職員に対して報告するものとする。
- ⑤ 第三者照査技術者のTECRIS登録
調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)の登録にあたっては、第三者照査技術者の登録は出来ない。
- ⑥ 罰則
業務完了通知書提出までに、第三者照査が適切に履行されない場合、業務成績評定点を最大15点減点する。

※R元年度と変更なし

(1) 履行確実性評価の導入

- ・ 総合評価落札方式における技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に「履行確実性」を加えて技術評価を行う。
- ・ 対象業務: 総合評価落札方式にて実施する業務のうち、予定価格が100万円を超える業務

(2) 手続きの全体フロー

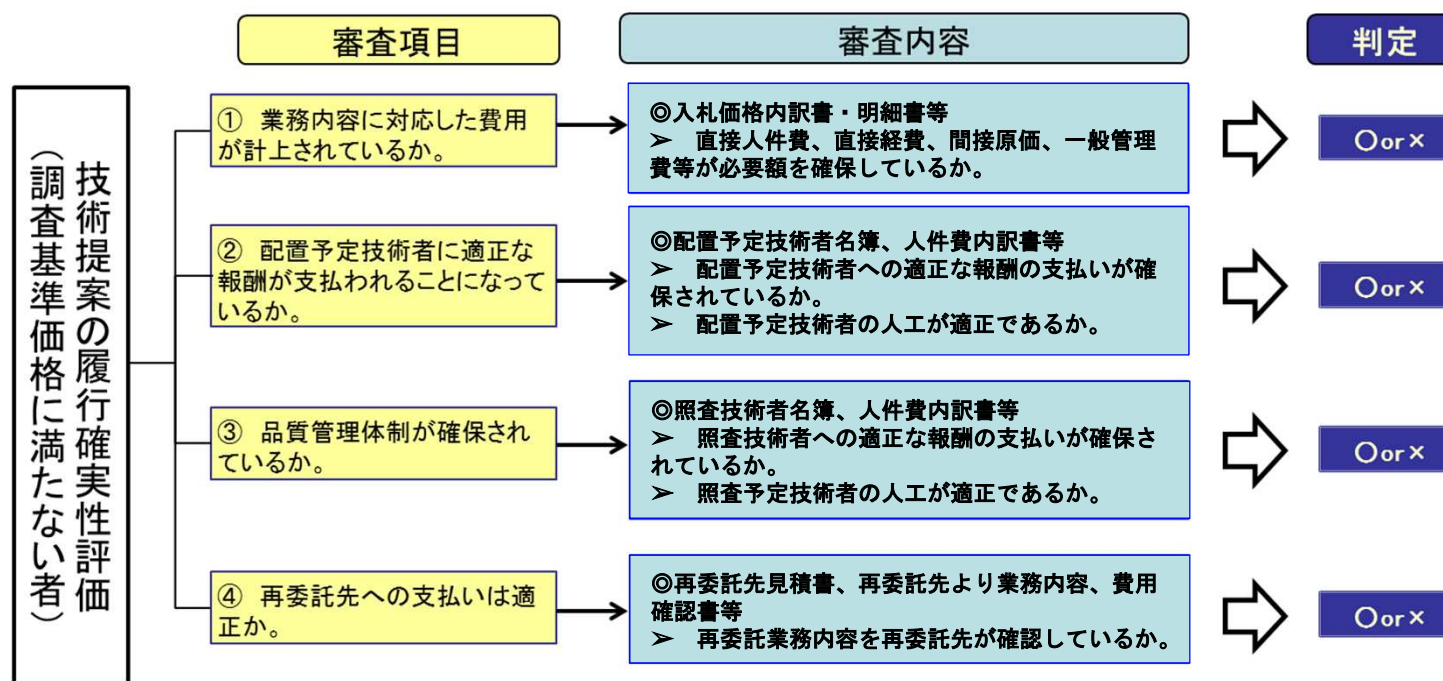


※R元年度と変更なし

(3) 履行確実性の評価方法 (入札価格が調査基準価格に満たない者)

追加資料及びヒアリングにより、4項目を審査したうえで、5段階「A～E(0～1.0)」で履行確実性を付与する。

< 履行確実性評価の審査項目等 >

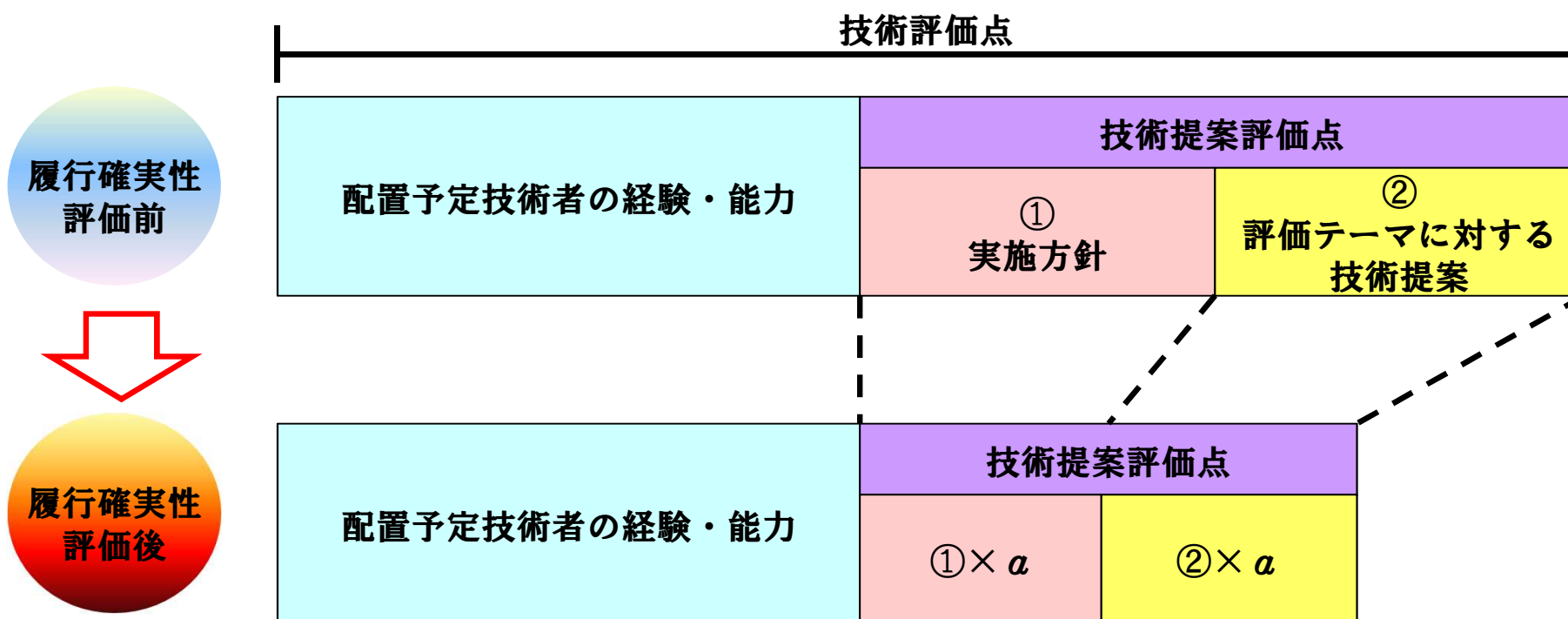


「O」とした項目数	評価	履行確実性度
4	A	1.0
3	B	0.75
2	C	0.5
1	D	0.25
0	E	0

※R元年度と変更なし

<評価方法>

「技術評価点」= (配置予定技術者の経験・能力) + (履行確実性評価前の技術提案評価点) × a (履行確実性度)



※R元年度と変更なし

工事・業務に係る発注見通しの公表は、従来四半期毎(4月、7月、10月、1月)及び補正予算等のタイミングで下記ツールにて公表を行ってきたところであるが、よりきめ細かいタイミングで公表を行っていき、全国的な課題となっている不調・不落対策に努める。

公表ツール

1. 四国地方整備局記者発表資料 → 四半期毎及び補正予算等のタイミング
<http://www.pa.skr.mlit.go.jp/>
2. 港湾空港関連入札・契約情報 → 四半期毎及び補正予算等に加え、追加・変更があった場合に月1回公表
<http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/> (例:4月に公表後、次回7月の公表時期までに追加・変更があった場合に月1回公表を行う)
3. 入札情報サービス → 四半期毎及び補正予算等に加え、追加・変更があった場合に月1回公表
<http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm> (例:4月に公表後、次回7月の公表時期までに追加・変更があった場合に月1回公表を行う)
4. 港湾空港関係の申請様式に関する留意点 <http://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/main.htm>



平成●●年度
港湾空港関係業務の申請様式に関する留意点

国土交通省
四国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Shikoku Regional Development Bureau

平成●●年●月
四国地方整備局 港湾空港関係

業務品質確保調整会議

※R2.4～ 新たな取り組み

○目的

令和元年6月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、発注者の責務として適切な履行期間を設定すること、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる契約金額又は履行期間の変更を行うこと等が規定された。

このため、業務着手前及び設計変更事象発生時等において、受発注者が履行条件、業務計画、業務工程等について総合的に確認・調整し、円滑な業務の実施及び品質の確保を図るため、受発注者双方の責任者を入れた業務品質調整会議を設置する。

【実施概要】

○原則として測量・調査・設計業務の全件を対象

○開催時期

業務着手前に行うことを原則とするが、設計変更事象発生時のほか受注者からの要請に応じて複数回開催

○参加者

- ・発注者；副所長以上及び工務課長、関係課長等、各調査職員等
- ・受注者；受注者の代表等、管理技術者、担当技術者等

○開催内容

- ・設計図書に示された設計条件、履行条件（技術提案、関係者調整事項等含む）の確認
- ・業務工程に関する内容の確認
- ・業務計画の妥当性の確認
- ・設計変更に関する内容の確認
- ・業務環境改善の認識共有
- ・その他確認・調整等が必要な事項

○確認・調整等を行った事項について文書に記録し、必要に応じて契約変更を行うなど適切な対応を行う

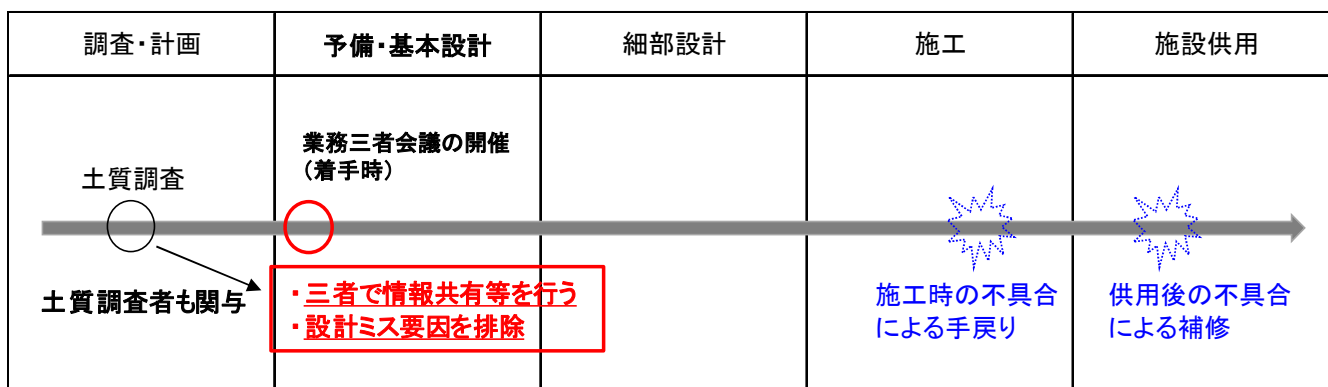
<概要>

- 地盤条件の設定を慎重に行うべき設計案件について、工事目的物の品質確保や工事手戻り防止のため、設計時における地盤条件を主とした設計思想(条件)の伝達及び情報共有を図る。
- 対象は、地盤条件が複雑又は特殊などの理由により、設計条件設定に配慮が必要な外注による基本設計業務とし、開催時期は受注者が業務を着手する前に開催する(複数開催も可)。
- 出席者は、発注者・業務受注者・土質調査者とする。

<取組方針>

地盤条件設定に配慮が必要な外注による**予備・概略・基本設計**を対象として実施(試行)。

<調査・計画～施設供用までにおける業務三者会議の位置付け(イメージ)>



■ 業務三者会議の内容

- 【発注者】 地盤条件を主とした設計条件の説明
- 【受注者】 地盤条件を主とした設計条件の確認、質問等
- 【土質調査者】 土質調査結果の補足説明

設計ミス要因を予め排除することにより、
施工・施設供用時の不具合発生を未然に防止

業務におけるスケジュール管理表による情報共有(試行)

※赤字はR2.4～改訂

<概要>

- 受発注者間でスケジュール管理を行い、相互に情報共有を図りながら業務を進めることにより、業務成果品の品質向上を図る。
- 業務内の各作業に対して、受発注者の役割分担、着手日、回答期限等を設定し、可能な限り設定期間までの回答に努める。
- 受発注者双方が確認した内容については、業務成果品の修正等の大幅な手戻りを行わないよう努める。
※受発注者双方が確認した内容について、再度修正等することを制限するものではない。

<取組方針>

外注による予備・概略・基本設計を対象として実施(試行)。

業務スケジュール管理表(イメージ)

別紙 業務スケジュール管理表		現在の状況	
業務名	〇〇港〇〇地区〇〇岸壁(-12m)外基本設計	現在の状況	・設計条件の設定 ・構造計算 ・実施設計
設計会社名	〇〇コンサルタント(株)	現在の課題、問題	〇〇護岸の検討方針確認
契約額	¥10,000,000-(税込み)	当面の目標、予定	〇〇護岸の検討方針決定
管理技術者	〇〇〇〇	次回打合せ	1月中旬
担当技術者(主)	〇〇〇〇		
担当技術者(副)	〇〇〇〇		

作業項目	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	備考
協議・報告	○	○			○		○	
照査	○	○			○		○	
設計計画	■	■						
基本設計	照査用震度算定	■	■					
	永続状態および変動状態の安定性の照査		■	■	■			
	構造諸元の決定			■	■			
実施設計	図面作成			■	■			
	図面作成・数量計算		■	■	■	■	■	
報告書作成							■	

着手日	作業事項(タスク)	発注者	受注者	期限	状況	今後の検討事項・課題・目標内容	予定	懸念事項	解決策等
8/3	着手届、通知書、経歴書、技術者届等	○	○		済	8/4発注者へ提出			
8/4	初回打合せ	○	○		済	業務計画書(案)を発注者へ提出			
8/7	設計条件の設定	○	○			〇〇護岸の検討方針未定			
9/5	実施設計	○	○			主要図面作成中・数量算出項目抽出			
9/15	構造計算	○	○			概略計算中			
9/29	中間打合せ	○	○		済				
11/30	〇〇護岸の検討方針	○	○		未				
12/4	〇〇護岸の検討方針(回答)	○	○		未				
1/19	中間打合せ	○	○		未				
2/1	報告書取り纏め	○	○		未				
2/27	最終報告	○	○		未				

計画と実工程を記載し、進捗状況を把握

作業内容や分担を記載し受発注者の役割・作業期限の明確することにより、作業の効率化を図る

業務における書類削減の取り組み

※R元年度と変更なし

業務書類の「集約・提出抑制」(試行) ※外業作業がある業務を対象に令和元年度より試行

- 「履行報告書(業務旬報)」「休日調査業務通知書」を不要とし、新たに「週間工程表」を作成し集約。
- 「週間工程表」の提出は、調査職員宛に事前にメールで送信し、紙書類での提出は不要とする。

履行報告書 (業務旬報)

休日調査業務 通知書

提出不要

集約

①履行報告書

②休日調査業務 通知書

週間工程表 (休日調査業務通知書)

作成日 平成31年11月29日(金)

業務名 ○○港○○土質調査
受注者 ○○調査(株)
現場代理人 ○○○○

工期：平成31年7月8日～平成31年11月29日

工種 数量	今 週 実 績							数量計	来 週 予 定			
	8/31 (土)	9/1 (日)	9/2 (月)	9/3 (火)	9/4 (水)	9/5 (木)	9/6 (金)		9/7 (土)	9/8 (日)	9/9 (月)	9/10 (火)
準備工												
土質調査				荒天中止								
地層探査(音波探査)												
ボーリング調査(海上)												
標準貫入試験												
孔内水平載荷試験												
PS検層												
土質試験												
解析等調査												
整理検討												
成果物作成												
打合せ												
休日調査等									9/14(土) 台船資材搬出予定			
記事・連絡等									現地調査作業は9/10に完了。スパッド台船解体を9/11～13に実施し、台船資材は9/14に搬出。			
休工日出勤者(予定) 休工日出勤者の休暇(実績)									9/4(土) 建設次郎(8/24(土)の代休)			
									9/8(日) 安田保(現場巡回)			
												100.0%

【その他】

港湾潜水技士の有効期限の確認: 業務計画書に記載(必要に応じ港湾潜水技士手帳の写しを提示)。
 変更業務計画書の提出: 軽微な変更内容及び他の提出書類で足りる場合は、提出不要。

過年度関連業務資料のデジタル情報での提示について(1/2)

※R2.4～ 新たな取り組み

- プロポーザル方式及び総合評価落札方式の公募型又は簡易公募型を対象とし、入札手続き開始の公示時に参加表明書申請の様式に含めて誓約書(様式)を配布し、参加表明書提出の際に各様式と併せて提出して頂き、選定者又は指名者に限定してデジタル情報の提供リンク先をメール等で連絡する。
- デジタル情報については、印刷不可にするとともにパスワードを設定するものとする。
- 準備が整った業務より順次適用する。なお、サーバ容量等により一部限定する場合がある。

【手続きイメージ(案)】

プロポーザル方式

入札手続き開始の公示
(誓約書(様式)を含む)

↓

参加表明書の提出
(誓約書を含む)

↓

選定通知を送付
(デジタル情報の提供先リンクを含む)

↓

技術提案書の提出

総合評価落札方式

入札手続き開始の公示
(誓約書(様式)を含む)

↓

参加表明書の提出
(誓約書を含む)

↓

指名通知の送付
(デジタル情報の提供先リンクを含む)

↓

技術提案書の提出

(従来)



(新たな取り組み) ↓ 移動時間の削減



(様式〇)

誓 約 書 (案)

支出負担行為担当官

〇〇長〇〇 〇〇 殿

令和〇年〇月〇〇日

閲覧者) 住所〇〇〇〇〇〇
 電話番号〇〇〇
 会社名〇〇〇〇
 代表者名〇〇〇 印
 業者コード※〇〇
 担当者) 担当部署〇〇〇
 氏名〇〇〇〇〇〇
 電話番号〇〇〇
 E-mail〇〇〇〇〇

令和〇年〇月〇〇日付けで公告（公示）のあった令和〇年度〇〇〇〇業務に係る技術提案書の作成のための既存資料の閲覧にあたっては、下記の事項を遵守することとし、誓約に反した場合において、弊社が指名停止等の措置を被ることになっても異議を申し立てないことを誓約いたします。

記

1. 閲覧者は、既存資料の閲覧内容を技術提案書作成に係わる関係者以外には秘密とし、また、本業務の技術提案書作成以外の目的に使用してはならない。
2. 閲覧者は、既存資料の閲覧内容を第三者に漏らしてはならない。
3. 既存資料の閲覧内容は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、本業務の技術提案書作成のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
4. 閲覧者は、本業務の技術提案書作成後に、既存資料の閲覧内容について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
5. 既存資料の閲覧内容について、報道等での指摘も含め、漏洩等の事故や恐れが判明した場合については、本業務の技術提案書作成中・作成後を問わず、事実関係等について直ちに発注者へ報告すること。なお、発注者が行う報告徴収や調査に必ず応じること。

※) 資格決定通知書（港湾空港関係）に記載されている業者コード